

○国土交通省告示第三百九十五号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和五年四月二十五日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示

自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

(用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一 三十七 (略)

三十八 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。

(用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一 三十七 (略)

三十八 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。

(自動車の評価)  
 第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一〇十四 (略)	十五 ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能 試験自動車の前部又は後面に車両ターゲット又は歩行者ターゲットを配置し、当該自動車のアクセルペダルを踏み込んで当該自動車の前部又は後面の全部を当該車両ターゲット又は歩行者ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度とペダル踏み間違い時加速抑制装置の非作動時の当時速度の比に応じた五段階の指標
十六・十七 (略)	(削る)	
十八 (略)	十九 予防安全性能	第十一号から前号までの試験 車両衝突被害軽減制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制御装置性能試験、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、及び高機能前照灯性能試験にお

(自動車の評価)  
 第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一〇十四 (略)	十五 ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能 試験自動車の前部又は後面に車両ターゲットを配置し、当該自動車のアクセルペダルを踏み込んで当該自動車の前部又は後面の全部を当該車両ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度とペダル踏み間違い時加速抑制装置の非作動時の当時速度の比に応じた五段階の指標
十六・十七 (略)	十八 後方視界情報提供装置性能	試験自動車の後面、当該自動車の後面から三・六五メートルの距離にある鉛直面、当該自動車の左側面から〇・四五メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の右側面から〇・四五メートルの距離にある鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さが〇・六メートル以上〇・九メートル以下であり、かつ、直径が〇・三メートルである円柱をいう。以下同じ)を後方視界情報提供装置を用いて確認する試験
十九 (略)	二十 予防安全性能	第十一号から前号までの試験 車両衝突被害軽減制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制御装置性能試験、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、後方視界情報提供装置性能

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

2 (略)

二十 (略)

ける測定結果に基づき総合的な  
予防安全性能を示す五段階の指  
標

2 (略)

二十一 (略)

試験及び高機能前照灯性能試験  
における測定結果に基づき総合  
的な予防安全性能を示す五段階  
の指標